2022 年 6 月 22 日公表
2024 年 4 月 30 日改訂
2024 年 5 月 28 日改訂
2025 年 1 月 22 日改訂

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

新たなオプトアウト方式に基づくお客様に関するグループ内の情報共有について

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「弊社」といいます。）と、弊社の「親法人等」及び「子法人等」（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項及び第 4 項に定めるものをいいます。弊社の国内グループを含み、以下「対象グループ会社」といいます。）との間のお客様情報の共有には、我が国の金融商品取引法に基づく情報授受規制（ファイアーウォール規制）が適用されるため、弊社は、あらかじめお客様の書面による同意がある場合等を除き、お客様の非公開情報を対象グループ会社との間で相互提供することができません（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」といいます。）第 153 条第 1 項第 7 号)。しかしながら、「上場企業等」（下記 1 参照）に該当するお客様につきましては、お客様の情報共有停止の申出（オプトアウト）に応じて非公開情報の相互提供を停止することとしている旨を容易に知り得る状態に置いているときには、お客様への通知・同意を要せず、お客様がオプトアウトするまでは、非公開情報の相互提供が認められます（業府令第 153 条第 1 項第 7 号ヌ。「新オプトアウト方式」)。

弊社は、原則として、お客様から事前に情報共有同意書（以下「オプトイン同意書」といいます。）をご提出いただいた場合に限り、お客様の非公開情報を対象グループ会社との間で相互提供する方針をとっておりますが、「上場企業等」に該当するお客様につきましては、新オプトアウト方式に基づき、下記の条件に従ってお客様の情報を弊社の対象グループ会社との間で相互提供させていただくことがございます。

お客様におかれまして、新オプトアウト方式に基づく情報の相互提供の停止をご希望される場合、お手数ではございますが、下記の受付・照会窓口までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

なお、お客様の個別の同意を得た場合には、下記の条件とは異なる条件により、新オプトアウト方式に基づく情報の相互提供を行うことがございます。

記

1. 新オプトアウト方式による情報の相互提供の対象となるお客様

弊社は、「上場企業等」に該当するお客様に限り、新オプトアウト方式に基づく情報の相互提供を行うことができます。「上場企業等」とは、業府令第 123 条第 1 項第 18 号トに規定される者をいい、概要は以下のとおりです。

(1)　上場会社等（金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するもの等の発行者）
(2)　金融商品取引所にその発行する株式を上場しようとする株式会社
(3)　有価証券報告書を提出している者
(4)　適格機関投資家
(5)　(1)から(4)の子会社等（金融商品取引法施行令 15 条の 16 第 3 項に規定する子会社等をいいます。以下同じ。）

弊社は、原則として以下に定める時期から、新オプトアウト方式に基づき情報の相互提供を行う予定です。

(1)　2022年6月22日までに顧客関係が既に生じているお客様のうち「上場企業等」に該当するお客様、及び同月末までに新たに顧客関係が生じるお客様のうち「上場企業等」に該当するお客様の場合：2022 年 8 月 1 日
(2)　2022 年 7 月 1 日以降に新たに顧客関係が生じるお客様のうち「上場企業等」に該当するお客様の場合：顧客関係が生じた後 1 か月経過した時点
(3)　顧客関係が生じた時点より後に「上場企業等」に該当することとなったお客様の場合：「上場企業等」に該当した後 1 か月経過した時点又は 2022 年 8 月 1 日のいずれか遅く到来する日

2. 情報の相互提供の目的

日本国内のゴールドマン・サックス・グループ各社の連携を強化し、お客様に付加価値の高い商品・サービスを提供するため

3. 相互提供を行う情報の範囲

弊社及び対象グループ会社が現在までに知り得た、又は将来知り得る、お客様に関する情報（お客様の名称、お客様との取引内容、ミーティング内容など。業府令第 1 条第 4 項第 12 号に定める非公開情報を含みます。）

4. 相互提供を行う対象グループ会社の範囲

ゴールドマン・サックス証券株式会社、ゴールドマン・サックス・リアルティ有限会社、ゴールドマン・サックス・ジャパン・サービス株式会社、ゴールドマン・サックス・エナジー・ジャパン合同会社、その他の弊社の親法人等・子法人等。

5. 情報の相互提供の方法

弊社及び対象グループ会社は、情報漏洩防止等に十分留意したうえで、口頭、書面、電子メール、弊社グループの管理するデータベースへのアクセス付与又は共有その他の方法により、情報の相互提供を行います。

6. 提供先における情報の管理方法

弊社及び対象グループ会社は、お客様の情報管理に関する弊社グループの基本方針に則り、相互提供の結果保有することとなった情報について、適用ある法令等に従い、自らの機密保持・情報管理に係る規程等に従って、目的外利用禁止や情報漏洩防止等に万全を

期して管理します。

7. 情報の相互提供を停止した場合における非公開情報の管理方法

弊社と対象グループ会社の間のお客様情報の相互提供の停止をご希望される場合には、指定の様式による「情報相互提供停止の通知」（お客様の子会社等も含めて一括して情報の相互提供の停止をご希望される場合には「情報相互提供停止の通知（グループ会社一括）」）のご提出をお願いいたします。

お客様から、弊社に対して、「情報相互提供停止の通知」をいただいた場合、弊社及び対象グループ会社は、速やかに新オプトアウト方式に基づく非公開情報の相互提供を停止いたします。ただし、通知をいただいた場合でも、内部の管理及び運営に関する業務等を行うための情報の相互提供及び法令等に基づいて行う情報の相互提供は停止されませんので、ご留意ください。

また、弊社又は対象グループ会社において、お客様が「上場企業等」に該当しなくなったことを認知した場合には、速やかに新オプトアウト方式に基づく非公開情報の相互提供を停止いたします。

お客様から情報の相互提供の停止のお申出を受ける前、又はお客様が「上場企業等」に該当しなくなったことを認知する前に弊社及び対象グループ会社の間で相互提供された情報は、以後も各社にて保有することがありますので、あらかじめご了承ください。

8. オプトイン同意書等をご提出いただいているお客様について

弊社は、従来より、お客様の非公開情報をグループ内で共有するにあたり、原則としてお客様からオプトイン同意書を取得しております。

弊社は、既存のオプトイン同意書の範囲外の非公開情報について、新オプトアウト方式に基づきグループ内で情報共有することがございます。その際には、事前に、既存のオプトイン同意書の趣旨等を踏まえお客様への意向確認の要否を検討したうえ、必要に応じて意向確認を実施します。

なお、新オプトアウト方式に基づき「情報相互提供停止の通知」をご提出いただいた場合においても、既存のオプトイン同意書の範囲内における情報共有については、意向確認なく、従来通り情報共有を継続させていただきます。

9. 受付・照会窓口

情報の相互提供の停止をご希望のお客様は、以下まで「情報相互提供停止の通知 / 情報相互提供停止の通知（グループ会社一括）」をご提出いただくようお願い申し上げます。

〒105-5543　東京都港区虎ノ門二丁目 6 番 1 号 虎ノ門ヒルズステーションタワー
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社　新オプトアウト対応係
E メールアドレス：gsamc-optout-notice@gs.com

また、弊社によるお客様に関する情報の共有に関するご質問については、以下までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

E メールアドレス：gsamc-optout-inquiry@gs.com